

第8回網走市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月24日（水）午後2時30分から午後3時21分
2. 開催場所 網走市役所西庁舎会議室
3. 出席委員 17人
- | | | |
|---------|-----|-------|
| 会長 | 17番 | 山田健一 |
| 会長職務代理者 | 11番 | 山本登 |
| 委員 | 1番 | 居内和則 |
| | 2番 | 鬼塚秀明 |
| | 3番 | 鎌田直人 |
| | 4番 | 川崎伸弘 |
| | 5番 | 遠藤優一 |
| | 6番 | 福田稔 |
| | 7番 | 松尾貴子 |
| | 8番 | 藤田政揮 |
| | 9番 | 中川一弘 |
| | 10番 | 立石雄治 |
| | 12番 | 小田切英治 |
| | 13番 | 佐々木義彦 |
| | 14番 | 鈴木圭一 |
| | 15番 | 矢萩毅 |
| | 16番 | 首藤勝広 |
4. 欠席委員 無
5. 議事日程
- | | |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について |
| 議案第2号 | 買受適格証明の交付について |
| 議案第3号 | 農地等の所有権移転について |
| 議案第4号 | 農地等の使用貸借による権利の設定について |
| 議案第5号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第6号 | 農地保有合理化事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第7号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の作成に関する諮問について |
6. 議事録署名委員
- | | |
|-----|--------|
| 13番 | 佐々木 義彦 |
| 14番 | 鈴木 圭一 |
7. 出席事務局職員
- | | |
|--------|-------|
| 事務局 局長 | 川合 正人 |
| 事務局 次長 | 本間 保司 |
| 農地係 長 | 石岡 英樹 |
| 事務局 主査 | 竹岡 亮 |
| 農地係 主事 | 猪股 路子 |

8. 会議の概要

事務局長

それでは、ただ今より、網走市農業委員会第8回総会を開催いたします。初めに、山田会長よりごあいさつをお願いします。

会長

(挨拶)

事務局長

次に、会議の議長についてであります。網走市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたします。よろしく願いいたします。

議長

本日の出席委員は、17名で定足数に達しておりますので、ただ今から開会をいたします。次に本日の会議の議事録署名委員として、13番佐々木委員、14番鈴木委員の両委員を指名いたします。

それでは、議案の審議に入ります。初めに、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。議案第1号につきましては、初めに1番から8番について説明を受けることとします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第1号1番から8番の朗読説明)

なお、農地法第18条第6項の規定による通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものでございます。許可不要要件については、別紙資料1の1ページに記載しております。以上でございます。

議長

議案第1号1番から8番の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑ございませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第1号1番から8番については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第1号9番から11番を議題としますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、5番の遠藤委員の退席を求めます。

(遠藤委員 退席)

それでは、事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第1号9番から11番の朗読説明)

なお、農地法第18条第6項の規定による通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものでございます。許可不要要件については、別紙資料

1の1ページに記載しております。以上でございます。

議長

議案第1号9番から11番の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑ございませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第1号9番から11番については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(遠藤委員 着席)

次に、議案第1号12番を議題としますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、2番の鬼塚委員の退席を求めます。

(鬼塚委員 退席)

それでは、事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第1号12番の朗読説明)

なお、農地法第18条第6項の規定による通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものでございます。許可不要要件については、別紙資料1の1ページに記載しております。以上でございます。

議長

議案第1号12番の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑ございませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第1号12番については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(鬼塚委員 着席)

次に、議案第2号「買受適格証明について」を議題とします。議案第2号につきましては、初めに1番から3番について説明を受けることとします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第2号1番から3番の朗読説明)

なお、議案第2号1番から3番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、買受適格証明を受けることができないこととなりますが、別紙資料2の7ページから8ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では、買受適格証明を受けられない者には該当しないとのことでございます。また、会長の専決処

分により許可決定した場合は、許可後の直近の総会において報告することとなります。以上でございます。

議長

議案第2号1番から3番について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かご質疑ございませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第2号1番から3番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、買受適格証明を受けられない者には該当しないこととして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしと声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定をいたします。次に、議案第2号4番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、13番の佐々木委員の退席を求めます。

(佐々木委員 退席)

それでは、事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第2号4番の朗読説明)

なお、議案第2号4番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、買受適格証明を受けることができないこととなりますが、別紙資料2の7ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では、買受適格証明を受けられない者には該当しないとのことでございます。また、会長の専決処分により許可決定した場合は、許可後の直近の総会において報告することとなります。以上でございます。

議長

議案第2号4番について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かご質疑ございませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第2号4番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、買受適格証明を受けられない者には該当しないこととして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしと声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定をいたします。

(佐々木委員 着席)

次に、議案第3号「農地等の所有権移転について」を議題とします。これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により

自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、5番の遠藤委員の退席を求めます。

(遠藤委員 退席)

それでは、事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第3号の朗読説明)

なお、議案第3号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の2ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では、不許可要件には該当しないとのことでございます。以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かご質疑ございませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第3号については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、要件を満たすものして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしと声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定をいたします。

(遠藤委員 着席)

次に、議案第4号「農地等の使用貸借による権利の設定について」を議題とします。議案第4号につきましては、初めに1番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、16番の首藤委員の退席を求めます。

(首藤委員 退席)

事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号1番の朗読説明)

なお、議案第4号1番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の3ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では、不許可要件には該当しないとのことでございます。以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第4号1番については、農地法

第3条第2項各号には該当しないため、要件を満たすものして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(首藤委員 着席)

次に、議案第4号2番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、5番の遠藤委員の退席を求めます。

(遠藤委員 退席)

事務局に、議案の説明を求めます。

(議案第4号2番の朗読説明)

なお、議案第4号2番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の3ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では、不許可要件には該当しないとのことでございます。以上でございます。

事務局

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第4号2番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、要件を満たすものして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(遠藤委員 着席)

次に、議案第4号3番について説明を受けることとします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号3番の朗読説明)

なお、議案第4号3番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の3ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では、不許可要件には該当しないとのことでございます。以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第4号3番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題としますが、これにつきましては、初めに1番から26番について説明を受けることとします。また、11番の貸し人につきましては、本日、死亡している旨の確認がされましたので欠番といたします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第5号の1番から26番の朗読説明)

なお、議案第5号1番から26番の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては、別紙資料1の4ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番

はい、何もございませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑等ございませんか。

(質疑なし)

議長

ございませんか。それでは、お諮りいたします。議案第5号1番から26番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第5号27番から28番について議題としますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、5番の遠藤委員の退席を求めます。

(遠藤委員 退席)

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第5号の27番から28番の朗読説明)

なお、議案第5号27番から28番の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては、別紙資料1の4ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番
議長

はい、何もございませんでした。以上です。

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑等ございませんか。

(質疑なし)

議長

それでは、お諮りいたします。議案第5号27番から28番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(遠藤委員 着席)

次に、議案第5号29番について議題としますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、2番の鬼塚委員の退席を求めます。

(鬼塚委員 退席)

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第5号の29番の朗読説明)

なお、議案第5号29番の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては、別紙資料1の4ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番
議長

はい、何もございませんでした。以上です。

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑等ございませんか。

(質疑なし)

議長

それでは、お諮りいたします。議案第5号29番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(鬼塚委員 着席)

次に、議案第6号「農地保有合理化事業に係る農業経営基盤強化促進

法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題としますが、これにつきましては、初めに1番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第6号1番の朗読説明)

なお、議案第6号1番の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては、別紙資料1の4ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番

はい、何もございませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑等ございませんか。

(質疑なし)

議長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第6号1番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第6号2番を議題としますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、5番の遠藤委員の退席を求めます。

(遠藤委員 退席)

事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第6号2番の朗読説明)

なお、議案第6号2の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては、別紙資料1の4ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番

はい、何もございませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑等ございませんか。

(質疑なし)

議長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第6号2番は、

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(遠藤委員 着席)

次に、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の作成に関する諮問について」を議題としますが、これにつきましては、初めに1番について説明を受けることとします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第7号1番の朗読説明)

なお、議案第7号1番の農用地利用配分計画案の内容につきましては、農地中間管理事業規定第9条第1項から第5項に定める貸付決定ルールに基づき決定されること、および機構法第18条第4項第4号に関連し、利用権の設定を受ける者が利用権設定後に耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることが必要でございます。各条項への適合状況につきましては、別紙資料1の5ページ記載のとおりでございます。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番

何もございませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。

議案第7号1番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第7号2番を議題としますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、9番の中川委員の退席を求めます。

(中川委員 退席)

事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第7号2番の朗読説明)

なお、議案第7号2番の農用地利用配分計画案の内容につきましては、農地中間管理事業規定第9条第1項から第5項に定める貸付決定ル

ールに基づき決定されること、および機構法第18条第4項第4号に関連し、利用権の設定を受ける者が利用権設定後に耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることが必要でございます。各条項への適合状況につきましては、別紙資料1の5ページ記載のとおりでございます。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番

何もございませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。

議案第7号2番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(中川委員 着席)

以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので、網走市農業委員会第8回総会を閉会いたします。